

制定 平成18年岐阜県公安委員会規程第1号
改正 平成19年岐阜県公安委員会規程第1号
改正 平成19年岐阜県公安委員会規程第9号
改正 平成20年岐阜県公安委員会規程第9号
改正 平成28年岐阜県公安委員会規程第4号
改正 令和元年岐阜県公安委員会規程第1号

岐阜県公安委員会規程第1号

警備業関係事務取扱規程を次のように定める。

平成18年 2月 7日

岐阜県公安委員会委員長 片桐 多恵子

警備業関係事務取扱規程

目次

- 第1章 警備業の不認定等（第1条—第4条）
- 第2章 教育実施者の指定等（第5条—第7条）
- 第3章 警備員指導教育責任者講習等（第8条—第14条）
- 第4章 検定（第15条—第20条）
- 第5章 検定合格者審査（第21条—第23条）
- 第6章 立入検査等（第24条・第25条）
- 第7章 行政処分等（第26条—第28条）

附則

第1章 警備業の不認定等

（不認定等の通知）

第1条 警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）第6条に規定する通知書及び府令第10条に規定する通知書は、別記様式第1号のとおりとする。

（認定の取消し通知）

第2条 警備業法（昭和四七年法律第117号。以下「法」という。）第8条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

（指導教育責任者資格者証等の不交付の通知）

第3条 法第22条第4項の規定により警備員指導教育責任者資格者証の交付を行わないとき又は法第42条第3項において準用する法第22条第4項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、資格者証不交付通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（指導教育責任者資格者証等の返納命令）

第4条 府令第44条第1項に規定する返納命令書は、別記様式第4号のとおりとする。

第2章 教育実施者の指定等

（教育実施者の要件）

第5条 警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）第1条第4号及び第3条第5号の基本教育及び業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として、公安委員会があらかじめ指定する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 都道府県警備業協会の教育事業に関し、講師として委嘱された者（公安委員会の承認を受けたものに限る。）が、指導教育責任者資格者証の交付を受けていない場合で、法第22条第2項第2号の規定により指導教育責任者資格者証の交付を受けることができないとき。

二 次に掲げる者が、警備業者において警備員教育を行う場合であって、警備業務の適正な実施を図る上で、その者に警備員教育を行わせることが適当であると認められるとき。

イ 大学又は短期大学の教授又は助教授

ロ 弁護士（法令に関する教育を行う場合に限る。）

ハ 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社救急法指導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な救急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（負傷者を救護するため必要な応急の処置に関する教育を行う場合に限る。）

三 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の警備業法（以下「旧法」という。）第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者（業務別教育を行う場合は、業務別教育に継続して1年以上従事しているもの（府令第38条第3項の警備業務の区分に係る業務別教育を行う場合に限る。））

（申請）

第6条 前条の指定を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、住所地を管轄する警察署長を経由して、次の事項を記載した書面（以下本条において「申請書」という。）を公安委員会に提出して申請するものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 指定を申請する旨

三 申請者が行う警備員教育の内容及び申請者が当該教育を行うについて十分な能力を有する者に該当する理由

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 履歴書

二 第5条第1号に該当する者については、都道府県警備業協会の発行する講師委嘱状

三 第5条第2号に該当する者については、警備業者から警備員の教育を依頼された旨を記載した書面及び同号イ、ロ又はハに該当することを証する書面

四 第5条第3号に該当する者については、旧資格者証の写し

（指定の方法）

第7条 第5条の指定は、指定書（別記様式第5号）の交付により行う。

2 申請者について、第5条の要件を満たすと認められない場合は、書面によりその旨を通知するものとする。

第3章 警備員指導教育責任者講習等

(講習担当者の選任)

第8条 講習（法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「指導教育責任者講習」という。）及び法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習をいう。以下同じ。）の円滑かつ効果的な運用を図るため、警察本部生活安全総務課（以下「生活安全総務課」という。）に講習に係る次の事務を行う講習担当者を置くものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

- 一 講習のカリキュラムの作成に関すること。
- 二 講師の選任及び指導教養に関すること。
- 三 講習の実施の管理に関すること。
- 四 修了考査の合否の判定に関すること。
- 五 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。
- 六 講習の実施を委託した場合における受託者の指導監督に関すること。

(講習実施の時期)

第9条 講習は、あらかじめ、講習の実施の時期、回数及び場所、講習のカリキュラム、講師の氏名等が記載された講習計画に基づき実施するものとする。

(講習の実施基準)

第10条 講習の実施基準については、次に掲げるとおりとする。

- 一 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けていない者に対して行う指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）にあつては、別表第1「新規取得講習の実施基準」のとおりとする。
- 二 講習規則第6条に規定する指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）及び講習規則附則第2条の規定により法の施行の日から2年を経過する日までの間、旧法第11条の3第2項の規定により交付された指導教育責任者資格者証を有する者に対して行う指導教育責任者講習（以下「特例措置講習」という。）にあつては別表第2「追加取得講習及び特例措置講習の実施基準」のとおりとする。
- 三 機械警備業務管理者講習にあつては別表第3「機械警備業務管理者講習の実施基準」のとおりとする。

(講師の要件)

第11条 指導教育責任者講習の講師は、次の表の中欄に掲げる者のいずれかに該当する者であつて、講師として十分な知識及び能力を有すると認められるものに対して公安委員会が警備業務の区分ごとに指定するものとする。

講習事項	講師
------	----

<p>ア 警備業務実施の 基本原則に関する こと。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同 等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交 付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通 算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近 3年間に警察庁が定める講師講習会（以下「講師講習会 」 という。）の課程を修了したもの</p>
<p>イ 警備員の資質に 関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同 等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交 付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通 算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近 3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p>
<p>ウ 警備業法その他 警備業務の実施 の適正を確保す るため必要な法 令に関するこ と。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同 等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授 の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>(オ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交 付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通 算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近 3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p>
<p>エ 警備業務に係る</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p>

<p>基本的な知識及び技能に関すること。</p>	<p>員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近3年間に講師講習会の課程を修了したもの</p> <p>(オ) 医師、看護師、救急救命士、日本赤十字社の救急指導員の資格を有する者その他負傷者を救護するため必要な応急の処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者（救急法の実技訓練に限る。）</p> <p>(カ) 警察における護身術の指導経験を1年以上有する者（護身術の実技訓練に限る。）</p>
<p>オ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(ウ) 行おうとする指導教育責任者講習に係る警備業務の区分と同一の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通算して3年以上従事した経験を有するものであって、最近3年間に講師講習会（当該区分に係る警備業務に係る専門的な知識及び技能に関することについての教育を行うために必要な知識及び技能に関することについて警察庁が定める時限の講習時間以上の講習を行うものに限る。）の課程を修了したもの</p>
<p>カ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員</p> <p>(イ) 警察庁が行う警備業関係法令研修を修了した警察職員</p> <p>(ウ) 警察庁生活安全企画課長が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員</p> <p>(エ) 指導教育責任者資格者証の交付を受けており、当該交付を受けた後、警備員の指導及び教育に関する業務に通</p>

	算して3年以上従事した経験を有する者であって、最近 3年間に講師講習会の課程を修了したもの
--	--

- 2 機械警備業務管理者講習の講師については、講師として十分な知識及び能力を有すると認められる者とする。
- 3 第1項の指定を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、次の事項を記載した書面（以下本条において「申請書」という。）を公安委員会に提出して申請するものとする。
 - 一 申請者の氏名及び住所
 - 二 指定を申請する旨
 - 三 申請者が行う警備業務の区分及び申請者が当該講習を行うについて十分な知識及び能力を有する者に該当する理由
- 4 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 履歴書
 - 二 第1項の表の中欄に掲げる資格アからカに該当することを証する書面
- 5 第1項の指定は、指定書（別記様式第6号）の交付により行う。
 （指導教育責任者講習の対象者）

第12条 講習規則第3条第4号に規定する者は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。）（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者及び同項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているものとする。
 （受講の申込み）

- 第13条 講習規則第4条第2項に掲げる書面は次に掲げるものとする。
- 一 講習規則第3条第1号に該当する者については、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（別記様式第7号。以下本条において「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - 二 講習規則第3条第2号に該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し
 - 三 講習規則第3条第3号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - 四 講習規則第3条第4号に該当する者のうち、旧1級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し、旧2級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に

従事しているものにあつては、旧 2 級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 前項に規定する書面の取扱いについては、次のとおりとする。

一 講習規則第 3 条第 1 号又は第 3 号に該当する者について、一の警備業者の下で当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が第 1 号に該当する者にあつては 3 年、第 3 号に該当する者にあつては 1 年に満たない場合は、同条第 1 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当することを疎明するために必要な複数の警備業務従事証明書を添付すること。

二 講習規則第 3 条第 1 号又は第 3 号に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で同条第 1 号又は第 3 号に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面（別記様式第 8 号）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

三 講習規則第 3 条第 4 号に該当する者については、第 1 号及び第 2 号の例による。（修了考査）

第 1 4 条 修了考査の実施については、次のとおりとする。

一 修了考査は、当該講習のすべての課程に出席した者について行うものとする。

ただし、当該講習の 5 分の 4 以上に出席した者で、残りの課程に出席できなかったことについて、病気、交通途絶その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を行うことができるものとする。

二 修了考査の出題要領は、次のとおりとする。

イ 新規取得者講習の修了考査の出題数の割振りについては、別表第 1 の出題数の欄、追加取得講習及び特例措置講習の修了考査の出題数の割振りについては、別表第 2 の出題数の欄、機械警備業務管理者講習の修了考査の出題数の割振りについては、別表第 3 の出題数の欄のとおりとする。

なお、実技訓練、実習や討論により行う講習事項については、講習時間内で講評等を行うこととし、修了考査の対象から除外する。

ロ 修了考査の出題については、次のとおりとする。

（イ）新規取得講習 5 枝択一式問題 4 0 問の筆記試験

（ロ）追加取得講習、特例措置講習 5 枝択一式問題 1 4 問の筆記試験

（ハ）機械警備業務管理者講習 5 枝択一式問題 4 0 問の筆記試験

ハ 配点は、1 問につき 1 点とする。

三 修了考査の時間は、次のとおりとする。

イ 新規取得講習 1 0 0 分

ロ 追加取得講習、特例措置講習 3 5 分

ハ 機械警備業務管理者講習 1 0 0 分

四 修了考査の合否の判断基準等は、次のとおりとする。

イ 8 0 パーセント以上の成績を合格とする。

ロ 修了考査において不正行為をした者は、その得点にかかわらず、不合格とす

る。

ハ 採点した修了考査の点数は、公表しない。

五 修了考査の合否の判定をしたときは、速やかに、合格者の氏名を公示し、合格者に対して講習修了証明書を交付するものとする。

六 偽りその他不正の手段により警備員指導教育責任者講習を受け、又は受けようとした者に対しては、その講習を停止し、又は合格の決定を取り消すものとし、その場合、次のとおりとする。

イ 合格の決定を取り消した旨を公示する。

ロ 合格の決定を取り消したときは、直ちに講習修了証明書不交付通知書（別記様式第9号）を交付し、講習修了証明書を交付せず、又は交付した講習修了証明書を返納させるものとする。

七 修了考査が不合格であった者に対して再考査は行わない。

第4章 検定

（検定担当者等の選任）

第15条 法第23条第1項に規定する公安委員会が行う検定の円滑かつ効果的な実施を図るため、生活安全総務課に検定に係る次の事務を行う検定担当者を置くものとし、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

一 学科試験及び実技試験の実施時期、場所、種別及び級の決定に関すること。

二 第16条第2項に規定する検定実施計画書の作成に関すること。

三 学科試験及び実技試験の問題作成に関すること。

四 学科試験及び実技試験の実施の監督に関すること。

五 検定の合否の判定に関すること。

六 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

2 第1項の規定による検定担当者の下に、学科試験及び実技試験の採点等を実施する検定試験員、学科試験及び実技試験における補助、採点票の集計、受検者の受付・案内・誘導等の補助活動を行う検定補助員を置く。

3 検定試験員は、検定規則第6条第3項に規定する実技試験を行う者（以下「検定実技試験員」という。）として第17条の規定により公安委員会の指定を受けた警察職員とする。

4 検定補助員は、原則として警察職員から選任するものとするが、第17条の表中の資格欄のロ及びハの者を充てることができるものとする。

（検定実施の時期等）

第16条 検定の実施時期等は、警備業者数、警備業者の要望等諸般の事情を総合的に勘案して決定するものとする。

2 検定を実施する場合には、事前に受検希望者数等を調査し、検定の実施を公示するまでに、次の事項を記載した検定実施計画書を作成して行うものとする。

一 警備業務の種別及び級

二 受検予定人員

三 実施予定期日及び場所

四 実施予定期日における日程

五 検定に従事する者の氏名(部外の者に委嘱し、又は補助させる場合にあっては、その者の身分及び略歴を含む。)

六 使用する資機材

(検定実技試験員の指定等)

第17条 検定実技試験員は、次のいずれかに該当する者の中から指定を行うものとする。

一 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員

二 警察庁生活安全企画課長が一に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員

(1級検定の受検資格等)

第18条 検定規則第8条第2号に規定する、公安委員会が同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者は、次の各号のいずれかの基準を満たし、第2項に規定する手続による資格認定(以下「1級検定受検資格認定」という。)を受けた者とする。

一 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであること。

二 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有すると認められるものであること。

三 警察官の職にあった期間が通算して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有すると認められるものであること。

四 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有すると認められるものであること。

五 第1号から第4号に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有すると認められるものであること。

2 前項の1級検定受検資格認定を受けようとする者(以下本条において「申請者」という。)は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、1級検定受検資格認定申請書(別記様式第10号。以下本条において「申請書」という。)を公安委員会に提出して申請するものとする。

3 前項の申請書には、申請者が第1項各号に掲げる基準に該当することを疎明する次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第1項第1号に該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証明する警備業者等の作成に係る書面(別記様式第11号。以下本条において「警備業務従事証明書」という。)

二 第1項第2号に該当する者にあつては、指定講習を行っていた法人の発行した

講師として委嘱していた旨の書面

三 第1項第3号に該当する者にあつては、警察官の職にあつた期間が通算して3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有することを証する書面

四 第1項第4号に該当する者にあつては、登録講習機関の発行した講師として委嘱している旨の書面

五 第1項第5号に該当する者にあつては、当該警備業務を実施するために必要な専門的知識及び能力を有することを証する書面

4 申請者が第1項に掲げる基準に該当すると認めるときは、1級検定受検資格認定書（別記様式第12号）を交付するものとする。

5 申請者が第1項に掲げる基準に該当しないと認めるときは、1級検定受検資格不認定通知書（別記様式第13号）によりその旨を通知するものとする。

6 検定規則第9条第4項第1号の規定による検定申請者が検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面は、次に掲げる書面とする。

一 検定規則第8条第1号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事していたことを証する警備業務従事証明書

二 検定規則第8条第2号に該当する者として1級検定受検資格認定を受けた者については、その認定書の写し

7 第3項第1号、第2号及び前項第1号の警備業務従事証明書の取扱いについては、次のとおりとする。

一 一の警備業者の下で検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事した期間が、定められた期間に満たない場合は、当該種別の警備業務に従事した期間を疎明するために必要な複数の警備業務従事証明書を添付すること。

二 検定を受けようとする者が、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で同号に該当することを誓約する書面（別記様式第14号）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

（検定の実施基準）

第19条 学科試験及び実技試験の実施方法については次の各号のとおりとする。

一 学科試験及び実技試験は、検定の種別及び級別ごとに実施する。

二 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別表第4のとおりとする。

三 学科試験は、5枝択一式20問の筆記試験により行うものとし、その配点は、1問につき5点とする。

四 学科試験の試験時間は60分とし、原則として途中退場は認めない。

五 実技試験の実施方法は、別に定める。

六 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなきときは、途中で中止することができるものとする。

2 学科試験及び実技試験は、受検票を携帯していなければ受検させることができない

いものとする。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合で、本人であることが確認できた場合は受検させることができるものとする。

3 学科試験及び実技試験は、開始後の遅刻者の受検は認めない。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合で、学科試験及び実技試験の開始後20分以内であるときは受検させることができるものとする。

4 不正行為を行った者の取扱いについては、次のとおりとする。

一 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行った者は、以後の試験を受けさせない。この場合において、当該者の得点は0点とする。

二 学科試験及び実技試験の終了後、不正行為を行ったことが判明したときは、当該者の得点は0点とする。

5 学科試験及び実技試験の可否の発表は、合格者の氏名及び受検番号を発表することにより行い、合格者に対しては成績証明書（検定規則別記様式第3号）を交付する。

なお、試験点数は原則として公表しない。ただし、受検者本人が、自分の点数の教示を申し出た場合には、同人に対し、同人の点数のみ教示する。

6 偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格を取り消すものとし、その場合、次のとおりとする。

一 合格を取り消した旨を公示すること。

二 合格を取り消したときは、直ちに成績証明書不交付通知書（別記様式第15号）を交付し、成績証明書を交付せず、又は交付した成績証明書を返納させるものとする。

（合格証明書の不交付等）

第20条 法第23条第5項において準用する第22条第4項の定める欠格事由に該当し、合格証明書を交付しない場合には、不交付の理由を付した合格証明書不交付通知書（別記様式第16号）により通知することとする。

2 府令第44条第1項の規定により、合格証明書の返納命令を行う場合の返納命令書は、別記様式第17号とする。

第5章 検定合格者審査

（実施基準）

第21条 改正法附則第5条による審査（以下「検定合格者審査」という。）の実施基準については、次に掲げるとおりとする。

一 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別表第5のとおりとする。

二 学科試験は、5枝択一式問題10問の筆記試験により行うものとし、その配点は、1問につき10点とする。

三 学科試験の時間は30分とし、途中退場は認めない。

四 実技試験の実施方法は、別表第6のとおりとする。

2 学科試験及び実技試験は、旧検定規則第8条の合格証を持参しなければ受験することができないものとする。ただし、持参できないことについてやむを得ないと認められる事情がある場合で、旧法第11条の2の規程による検定に合格した者であ

り、本人であることが確認できたときは受験できるものとする。

3 学科試験開始後の受験は認めない。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合で、学科試験開始後10分以内であるときは受験できるものとする。

4 不正行為を行った者の取扱いについては、次のとおりとする。

一 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行った者は、以後の試験を受けさせない。この場合において当該者の得点は0点とする。

二 学科試験及び実技試験の終了後、不正行為を行ったことが判明したときは、当該者の得点は0点とする。

5 合否の発表は、合格者の氏名及び受験番号を発表することにより行い、合格者に対しては検定合格者審査成績証明書（別記様式第18号）を交付する。

なお、試験点数は公表しない。

（申請手続）

第22条 検定規則附則第7条第2項各号の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者（以下「免除者」という。）が検定合格者審査の申請を行う場合の、検定規則附則第10条第3項第3号に規定する書面は、別記様式第19号（以下「従事証明書」という。）とする。

2 前項に規定する従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で検定規則附則第7条第2項各号に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面（別記様式第20号）及び履歴書を従事証明書に代えて提出すること。

3 検定規則附則第10条第2項第1号に規定する書面は、次のいずれかとする。

一 住民票の写し

二 運転免許証の写し

三 その他住所地が明らかとなる書面

4 検定規則附則第10条第2項第2号に規定する書面は、別記様式第21号とする。

（検定合格者審査試験員の指定等）

第23条 検定合格者審査は、次の者を指定して行わせることとする。

一 学科試験及び実技試験の実施の監督を行う者として、生活安全総務課の警部の階級にある者を検定合格者審査担当者として指定する。

二 学科試験及び実技試験の採点等の実施を行う者として、検定規則附則第8条第2項において準用する検定規則第6条第3項の規定により、生活安全総務課の警察職員を検定合格者審査試験員として指定する。

三 学科試験及び実技試験における補助などを行う者として、十分な知識及び能力を有すると認められる者を検定合格者審査補助員として指定する。

第6章 立入検査等

（報告等の要求）

第24条 法第46条の規定による報告又は資料の提出の要求を行う場合の、施行規則第69条に規定する書面は、別記様式第22号とする。

（立入検査）

第25条 法第47条に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）は、立入検査実施計画を策定し、同計画に基づいて実施するものとする。

2 立入検査は、法第47条第2項において準用する法第38条第2項に規定する証明書（以下「身分証明書」という。）の交付を受けている職員（以下「立入検査員」という。）が行うものとする。

3 立入検査は、第1項の規定によるほか、次の場合に実施するものとする。

一 新たに警備業が開始され、又は営業所、基地局若しくは待機所（以下「営業所等」という。）が設けられたとき

二 行政指導又は行政処分の実施に当たり、警備業務の実態を把握する必要がある場合

三 行政指導又は行政処分実施後において、その履行状況等を確認する場合

四 法第46条に規定する報告の要求に応じない場合

五 警備業務に関する苦情や法令違反の疑いがある場合又は警備業者若しくは警備員に非行、受傷事故等があった場合

六 その他警備業務の適正な実施を図るため必要があると認める場合

4 立入検査員は、立入検査を実施するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

一 身分証明書を携帯し、関係者に提示すること。

二 立入検査は、営業所等の責任者又はこれに代わるべき者の立会いを得て実施すること。

三 立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入りの場所及び質問事項は、立入目的以外に及ばないこと。また、立入りの目的を達成するために必要な範囲を超えて警備業者に無用の負担をかけないこと。

四 立入検査は、法第47条第1項に基づいて行われるものであり、その検査を拒み、妨げ、又は忌避した者については、30万円以下の罰金に処せられることをあらかじめ相手方に説明すること。

なお、立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者については確実に事件化すること。

5 立入検査員は、立入りを効果的に実施するため、立入りの状況を記録（立入検査票（営業所用）（別記様式第23号）、立入検査票（基地局・待機所用）（別記様式第24号））し、立入検査後速やかに、警察本部にあつては生活安全総務課長に、警察署にあつては警察署長に結果を報告（警備業立入検査実施結果報告書（別記様式第25号））するものとする。

第7章 行政処分等

（指示処分）

第26条 法第48条の規定に基づき、警備業者に対して指示するときは、当該警備業者に対して書面（指示書（別記様式第26号））を交付して行うものとする。

（営業の停止）

第27条 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対して警備業務に係る営業

の全部又は一部の停止を命ずるときは、当該警備業者に対して書面（営業停止命令書（別記様式第27号））を交付して行うものとする。

（営業の廃止）

第28条 法第49条第2項の規定に基づき、営業の廃止を命ずるときは、その者に対して書面（営業廃止命令書（別記様式第28号））を交付して行うものとする。

附 則（平成18年2月7日 岐阜県公安委員会規程第1号）

（施行期日）

1 この規程は、警備業法施行細則（平成18年岐阜県公安委員会規則第1号）の交付の日から施行する。

（規程の廃止）

2 次に掲げる規程は廃止する。

一 警備業の行政処分等に関する規程（昭和50年岐阜県公安委員会規程第1号）

二 警備業法第16条の2の規定に基づく公安委員会が指定する医師の指定に関する規程（平成17年岐阜県公安委員会規程第11号）

（経過措置）

3 第1条の規定にかかわらず、改正法施行の日（平成17年11月21日。以下「施行日」という。）から1年を経過する日までの間は、警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）第1条第4号及び第3条第5号の基本教育及び業務別教育を行うについて十分な能力を有する者として、公安委員会があらかじめ指定する者に、次に掲げる者を含むこととする。

一 基本教育を行うについて十分な能力を有する者

イ 旧1級検定に合格した者であって、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（警備員教育を行う者等を定める規程の一部を改正する規程（平成17年国家公安委員会告示第29号。以下「改正告示」という。）による改正前の告示（以下「旧告示」という。）第1条第2号に当たるとして改正告示の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。）

ロ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事しており、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（旧告示第1条第3号に当たるとして改正告示の施行の際現に基本教育を行っていた者が継続して基本教育を行う場合に限る。）

二 業務別教育を行うについて十分な能力を有する者

イ 旧1級検定に合格した者であって、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの（旧告示第3条第2号に当たるとして改正告示の施行の際現に当該検定に係る警備業務に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

ロ 旧2級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、当該検定に係る警備業務に継続して1年以上従事しており、かつ、警備員の指導及び教育

について十分な能力を有すると認められるもの（旧告示第3条第3号に当たるとして改正告示の施行の際現に当該検定に係る警備業務に係る業務別教育を行っていた者が継続して当該警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。）

（指定の手続）

- 4 附則第3項の指定については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、警備員教育を行う者の類型を特定する方式により指定した上公示するものとする。

附 則（平成19年1月19日岐阜県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

附 則（平成19年9月21日岐阜県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成19年9月21日から施行する。

附 則（平成20年11月28日岐阜県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日岐阜県公安委員会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

※別表及び別記様式省略